

# 公 示

公示第45号

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第3条の2第1項及び  
第14条の2に規定する講習を実施する者について

タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号）第3条の2第1項及び第14条の2に規定する講習を実施する者として、下記のとおり認定したので公示する。

平成27年10月1日

北陸信越運輸局長 江角 直樹

## 記

都道府県	講習を実施する者の名称	主たる事務所の所在地
新潟県	一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会	新潟市中央区弁天3-3-15
長野県	一般社団法人 長野県タクシー協会	長野市大字高田字高田沖 359-3
富山県	富山県タクシー協会	富山市新庄町馬場24-2
石川県	石川県登録センター	金沢市鞍月2-1
	一般社団法人 北陸旅客自動車センター	金沢市松寺町子5-1

## 附 則

この公示は、平成27年10月1日から適用する。

附 則（平成27年12月9日付け公示第59号で一部改正）

この公示は、平成27年12月9日から適用する。

附 則（平成28年4月21日付け公示第6号で一部改正）

この公示は、平成28年4月21日から適用する。